

奈良県の通級の先生と共に

子どもの学びに活かす ハンドブック



奈良県立教育研究所

はじめに

我が国では、障害のある子どもとない子どもが、可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据えて、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備することを進めています。そのためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」を充実させ、一人一人の学びを保障していく必要があります。

そこで、奈良県では、平成29年度「自閉症・情緒障害通級指導教室設置モデル事業」をスタートさせました。子どもたちの教育的ニーズに合った学びの場としての通級指導教室を一層充実させ、通級担当教員の更なる専門性の向上を目指し取り組んできました。2年間のモデル事業を進めていく中で、通級による指導に対するニーズや期待の高まりが明らかになったことから、この度、「子どもの学びに活かすハンドブック～奈良県の通級の先生と共に～」を作成しました。通級による指導をより効果的なものにするとともに、その成果を通常の学級での授業や生活に活かすことができるよう、通級担当教員だけでなく、通常の学級担任、特別支援教育コーディネーターにも活用していただきたいと考えています。また、通常の学級には、通級による指導を受けてはいませんが支援や配慮を必要としている子どもたちも在籍しています。一人一人の子どもの教育的ニーズに気づき、支えるためにも多くの先生方に参考にしていただけると幸いです。

最後に、本ガイドブックの作成において、日々実践を重ねてこられた通級の先生方に委員として、様々な実践事例やコラムを御提供いただくなど多大な御協力をいただいたことに対し、深く感謝申し上げます。

平成31年3月

奈良県立教育研究所

副所長 石井 宏典

目 次

理 論 編

- 1-1 通級とは (P1～5) 通級による指導とは
通級による指導の対象となる児童生徒は
教育課程の編成
授業時数 指導内容
指導に当たって
- 1-2 通級担当教員の役割 (P6)
- 1-3 連携の大切さ (P7～10) 特別支援教育コーディネーターとの連携
通常の学級担任との連携
保護者との連携
関係機関との連携
- 1-4 通級を設置するに当たって (P11) 市町村の教育委員会として留意すること
設置校として配慮すること

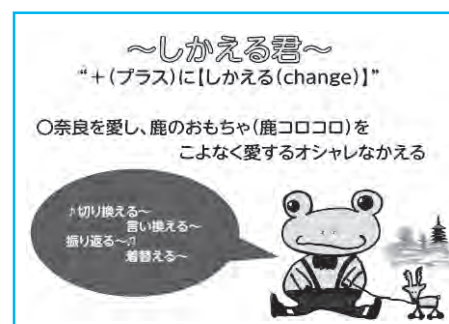
実 践 編

事例番号

- 2-1-1 読み書き計算 ひらがなが読めるようになったよ
- 2-1-2 読み書き計算 漢字を覚えられたよ
- 2-1-3 読み書き計算 これならできる！
- 2-1-4 読み書き計算 英単語を覚えられるようになったよ
- 2-1-5 読み書き計算 こんな勉強方法があるんだ
- 2-2-1 構音 力行がうまくお話できるようになったよ
- 2-2-2 構音 サ行がうまくお話できるようになったよ
- 2-2-3 構音 大きな声ではっきり話せるようになったよ
- 2-2-4 構音 自信をもって話せるようになったよ
- 2-3-1 感覚 うまく体を使えるようになったよ
- 2-3-2 感覚 うまく手先を使えるようになったよ
- 2-3-3 感覚 触って、モデルのポーズをつくろう
- 2-3-4 感覚 じっくり考えて行動できるようになったよ
- 2-4-1 自己理解・社会性 自分の得意なことや苦手なことが分かったよ
- 2-4-2 自己理解・社会性 友だちに「遊ぼう」と言ってみよう
- 2-4-3 自己理解・社会性 安心できる友だちと居場所が見付かったよ
- 2-4-4 自己理解・社会性 会話で困ったときどうしよう～〔難聴理解かるた〕を使って～
- 2-4-5 自己理解・社会性 みんなで話そう 吃音のこと
- 2-5-1 理解啓発 学級で話をするときに

資 料 編

- 3-1 教材・教具等一覧
- 3-2 シートの具体例



～理論編～



コラムは通級の先生方から
これまでの経験や思いを寄せていただきました

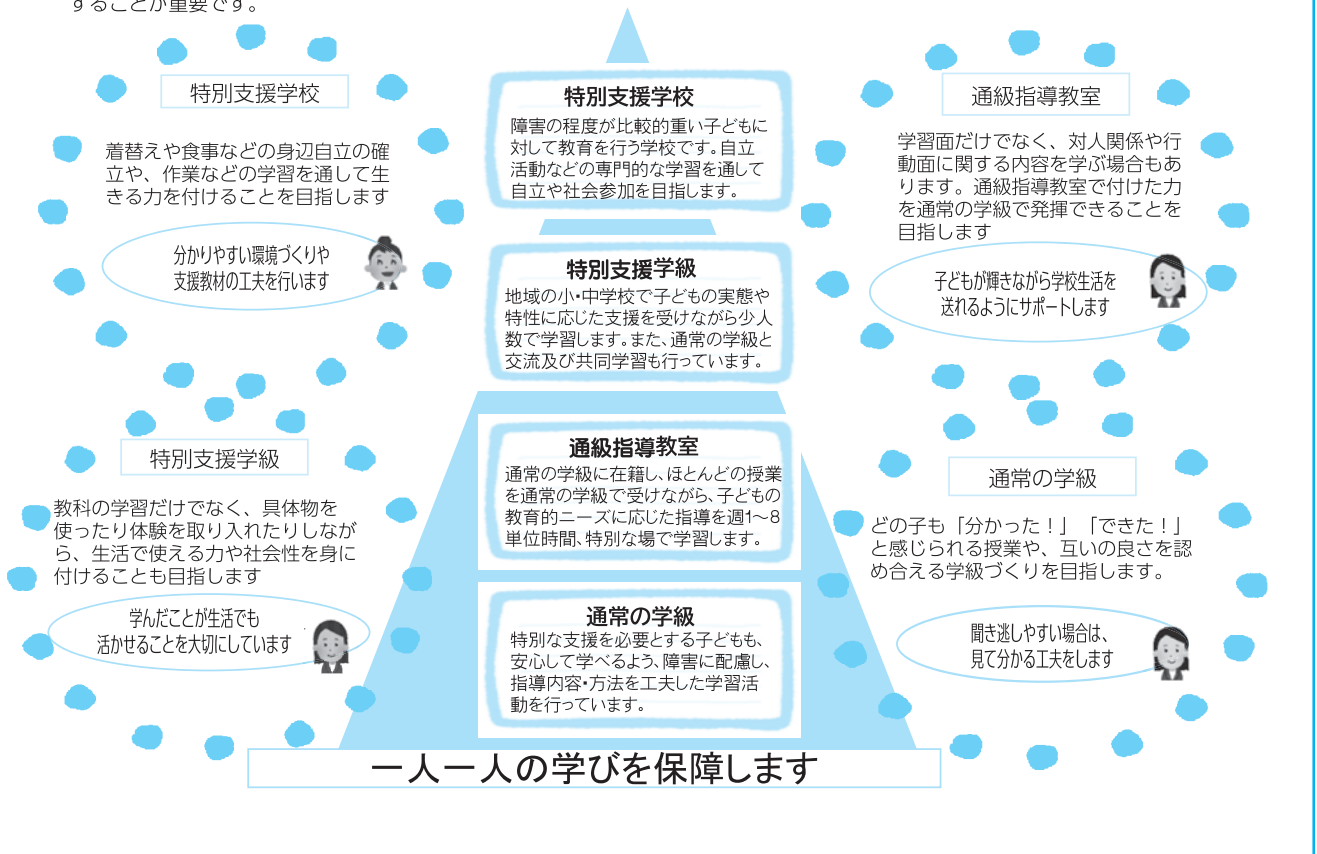
1-1 通級とは

通級による指導とは

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒のうち、教室環境の整備や教材・教具の工夫だけでは、落ち着いて学校生活を過ごすことや学力の定着を図ることが難しい児童生徒がいます。そのような児童生徒に対して、各教科等の指導の他に、学習場面や生活場面で生じる困難を改善・克服するために、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」（以下、通級）といった特別な場で受ける指導形態があり、それを、「通級による指導」と呼びます。対象となる児童生徒の在籍校に設置されている通級で学ぶ場合を「自校通級」といいます。また、他校にある通級に通って指導を受ける場合を「他校通級」、児童生徒の在籍校に通級指導教室担当の先生(以下、通級担当教員)が巡回して指導を行う場合を「巡回指導」といいます。通級は、多様な学びの場の一つとして重要な役割をもっています。

子どもの教育的ニーズに応える多様な学びの場

「多様な学びの場」とは、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のことを示しています。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。



コラム① 《通級とは…》

通級に通う子どもは様々な原因によって、自信や意欲を失くしていることが多いです。まずは、それらを少しでも高めていけるように子どもの実態に寄り添った指導をします。そして同時に、子どもの願いや思いに耳と心を傾け、共感し、支援していきます。本当に心がしぼんでしまっている子どもにとっては、エネルギー充電の場所という役目ももっています。通級は、子どもの笑顔を大切にしながら、人と人との前向きなつながりを構築していけるように応援しています。



通級による指導の対象となる児童生徒は

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものであり、特別支援学級在籍の児童生徒は含まれません。障害の状態に応じた特別の指導の必要性を検討する際は、本人や保護者の意向も踏まえて校内委員会で検討することが大切です。その際、総合的かつ慎重に行うことが求められています。

<通級の対象>

- ① 言語障害者
口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
- ② 自閉症者
自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
- ③ 情緒障害者
主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
- ④ 弱視者
拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
- ⑤ 難聴者
補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
- ⑥ 学習障害者
全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
- ⑦ 注意欠陥多動性障害者
年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
- ⑧ 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
- ⑨ その他の障害のある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

奈良県では、肢体不自由者、弱視者、病弱者及び身体虚弱者を対象とした通級による指導は行っていません。

「通常の学級での学習におおむね参加できる」とは

障害のない他の児童生徒と同じように、その学級での学習をほぼ支障なく行っていくことができる状態です。通級による指導は、対象となる児童生徒が通常の学級の中で、本来もっている力を最大限に発揮し、自信を育てられるようにすることを目指しています。

コラム② 《通級とは・・・》

通級は、子どもにとって苦手な学習でも、自分にぴったりの学び方を見付けることによって、自己肯定感を高めることを目指します。「これならできる」「こんな方法があった」と学習のやり方を身に付けていくことが大事になるため、それを一緒に見付けることが通級の役割です。



教育課程の編成

通級による指導を受ける児童生徒は、在籍校の教育課程に基づき、各教科等の授業を受けることが前提となります。その上で、通級による指導を受けるために、特別の教育課程によることができるされており、在籍校校長の権限において特別な教育課程を編成します。他校で受けた指導でも、自校で行った授業とみなすことができるのです。なお、他校通級の場合においても、教育課程の編成については、在籍校が責任をもって行うことに留意する必要があります。

特別の教育課程を編成する際、障害に応じた特別の指導を、在籍校の教育課程に「加える」、又は「その一部に替える」という二つの方法があります。

「加える」場合は、放課後等に行うため、基本的には通常の学級の授業を抜けることはありません。「その一部に替える」場合は、通常の学級の授業を抜けて、通級による指導を受けることになります。そのため、抜けた部分の学習を補う工夫（宿題や放課後に補習を行う等）が必要となります。ただし、いずれの場合も、児童生徒に過度な負担がかからないように留意する必要があります。

特別の教育課程の関係図

小・中学校の場合

加える場合



替える場合



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 編著
『小学校・中学校通常の学級の先生のための手引き書』より抜粋

コラム③ 《教育課程を編成するときに》

中学生になると、通級においても、将来を見据えた目標をもてるよう自尊感情や自己肯定感を高める指導が大切です。自己理解を深め、「できないこと」に対応できる方法を身に付けることが必要です。アセスメントを基に、本人、保護者、通常の学級担任と話し合い、教育課程を編成します。通級で学んだことが通常の学級で発揮できるよう、教科担当との連携は必須です。少しずつよい結果が現れることで、生徒も自信をもち、笑顔が増えます。通級による指導は生徒の成長を身近で感じることができる、魅力的な教育です。



通級に通う児童生徒の時間割の例

加えるAさん：小学校3年生
(木曜日6時限目に通級による指導を加えています)

	月	火	水	木	金
1	学活	算数	理科	音楽	国語
2	社会	理科	国語	国語	社会
3	算数	図工	書写	算数	算数
4	理科	図工	算数	体育	体育
5	国語	国語	国語	道徳	総合
6		体育		通級	総合
15:30					
16:30					

替えるBさん：小学校6年生
(隔週で金曜日6時限目の書写を通級による指導に替えています)

	月	火	水	木	金
1	学活	図工	算数	算数	理科
2	国語	図工	理科	国語	理科
3	算数	算数	社会	総合	体育
4	体育	国語	音楽	総合	算数
5	家庭	英語	国語	道徳	社会
6	家庭	社会			通級 書写

加えるCさん：中学校2年生
(火曜日16:00から通級による指導を加えています)

	月	火	水	木	金
1	特活	美術	理科	数学	国語
2	数学	英語	数学	国語	社会
3	英語	保体	国語	保体	技家
4	社会	国語	英語	社会	技家
5	理科	理科	総合	英語	道徳
6	保体	総合		理科	音楽
16:00		通級			

替えるDさん：中学校3年生
(火曜日2時限目の数学と木曜日3時限目の英語を通級による指導に替えています)

	月	火	水	木	金
1	特活	保体	国語	美術	道徳
2	音楽	通級	保体	社会	技家
3	社会	理科	理科	通級	英語
4	英語	英語	社会	国語	数学
5	数学	国語	総合	理科	理科
6	総合	社会		数学	保体

授業時数

通級による指導に係わる授業時数は、年間35単位時間～280単位時間(週当たり1～8単位時間相当)までを標準としている他、学習障害及び注意欠陥多動性障害のある児童生徒については年間10単位時間(月当たり1単位時間程度)～280単位時間までを標準としています。

コラム④ 《教育課程を編成するとき》

- 1) **自校通級の場合**…毎週、同じ時間に指導を受けることで、その時間に行っている通常の学級の学習が困難になり、特定の教科に遅れが生じる場合があります。そこで、その部分の学習は通常の学級担任が宿題や課題を出したり、補充的な指導を行ったりすることが考えられます。
- 2) **他校通級の場合**…他校通級は往復の移動にも時間を要します。子どもの負担にならないように配慮するために、朝の時間帯や1時限目に指導時間を設定したり、5、6時間目や放課後に指導を行ったりする方法があります。



指導内容

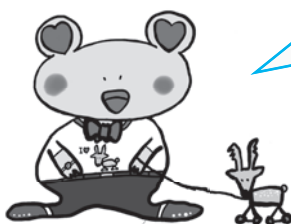
通級による指導は特別支援学校学習指導要領に示される自立活動の内容を参考にして行います。そのため、通常の学級の授業の遅れを取り戻したり、予習・復習の目的で各教科の学習を取り扱ったりすることは本来の目的ではありません。

『自立活動』

自立活動の指導とは、子どもたちの自立や社会参加を目指し、特別支援学校に特別に設けられた領域です。「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことを目指します。

6区分27項目

区分	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
項目	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事	(1) 情緒の安定に関する事	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事	(1) 保有する感覚の活用に関する事	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事
	(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事	(2) 状況の理解と変化への対応に関する事	(2) 他者の意図や感情の理解に関する事	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事	(2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事	(2) 言語の受容と表出に関する事
	(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事	(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事	(3) 自己の理解と行動の調整に関する事	(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事	(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事	(3) 言語の形成と活用に関する事
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事		(4) 集団への参加の基礎に関する事	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事	(4) 身体の移動能力に関する事	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
	(5) 健康状態の維持・改善に関する事			(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事	(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事



コラム⑤ 《自立活動とは》

通級による指導では、自分の特性を知り、その特性とうまく付き合っていくための学習をしています。個々の特性に合わせて、自立活動6区分27項目の中から指導内容を選んでいきます。読み書きなどの指導もそうですが、自分の体をイメージしたり器用に動かしたりする力、見る力や聞く力、コミュニケーション力など、学習の基盤となる力を培うことで、学習に向かう意欲の高まりが見られるようになります。